「指定計画相談支援」重要事項説明書

社会福祉法人　陽風園
障害者相談支援センター わかば
当事業所は特定相談支援事業者の指定を受けています。
（金沢市指定　　第 1730103973 号）

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1　事業者
2　事業所の概要
3　事業実施地域及び営業時間
4　職員の体制
5　当事業所が提供するサービスと利用料金
6　サービスの利用に関する留意事項
7　契約者の記録や情報の管理、開示について
8　事故発生時の対応方法
9　緊急時等における対応方法
10　苦情の受付について
11　虐待防止のための措置

１　事業者

名　称	社会福祉法人　陽風園
所在地	石川県金沢市三口新町１丁目８番１号
電話番号	076－263－7101
代表者氏名	理事長　平嶋　正実
設立年月日	昭和 27 年 5 月 9 日

２　事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 平成 25 年 10 月 1 日指定　第 1730103973 号
事業の目的	指定計画相談支援
事業所の名称	障害者相談支援センター わかば
事業所の所在地	石川県金沢市別所町クの 10 番
電話番号	076－247－6787
FAX 番号	076－247－6768
管理者氏名	吉田　公史
開設年月日	平成 25 年 10 月 1 日

３　事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　　金沢市

（２）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 （土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を休日とします。
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで（月曜日～金曜日）

４　職員の体制

当事業所では、厚生労働者の定める指定基準を遵守し、指定計画相談支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職　　種	配置人数
管理者	１名
相談支援専門員	２名

職員の配置については、指定基準を厳守しています。

5　当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容（契約書第3条～第6条関係）

① サービス等利用計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

① 相談支援専門員は、契約者の居宅等を訪問し、契約者及びその家族等に面接して、契約者の心身の状況等、契約者が希望する生活や契約者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

↓

② サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

↓

③ 契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、契約者及びその家族等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

↓

④ 契約者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、契約者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等使用計画案を作成します。

↓

⑤　相談支援専門員は、作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、契約者及びその家族等に対して説明し、契約者等の同意を得た上で決定します。

⑥　支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、契約者等の同意を得た上で決定します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び契約者についての継続的な評価（以下「モニタリング」という。）を行い必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

モニタリングに当たっては、契約者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、契約者の居宅等を訪問し、契約者等に面接するほか、その結果を記録します。

③ サービス等利用計画の変更

契約者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、又は事業所がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と契約者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２） 利用料金（契約書第７条関係）

① サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、市町から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

事業所が計画相談支援給付費の代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用額をお支払いただきます。この場合、契約者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と領収書を添えてお住まいの市町に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。)

② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できます。その複写物を必要とする場合には、一枚につき１０円の複写費用をいただきます。

④ 利用料金のお支払方法

サービス利用料金の支払いが発生した場合は、１ヵ月ごとに計算し請求しますので、翌月２０日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア　金融機関口座からの自動引き落とし

イ　指定口座への振込み（振込み手数料は、契約者の負担となります。）

①北国銀行　大桑橋支店
口座番号　普通預金　148776
口座名　　陽風園利用料口座
　　代表　平嶋　正実

②ゆうちょ銀行
記号番号　13130 - 7088561
口座名　　社会福祉法人　陽風園

エ　現金支払い

6　サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う相談支援専門員

相談支援専門員は身分証を携行し、初回訪問時及び契約者や家族等からの求められた時はこれを提示します。

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め契約者に説明するとともに、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

契約者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、当該事業所窓口等にご遠慮なく相談して下さい。

7　契約者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項関係）

本事業所では、関係法令に基づいて、契約者の記録や情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

（※）　本事業所における記録の項目は次のとおりです。

① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
② サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
③ アセスメントの記録
④ サービス担当者会議等の記録
⑤ モニタリング結果の記録
⑥ 関係機関からの情報提供に関する記録
⑦ 契約書
⑧ 重要事項説明書
⑨ 契約者負担に関する関係書類
⑩ 契約者に関する市町への通知に係る記録
⑪ 契約者からの苦情内容等の記録
⑫ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

8　事故発生時の対応方法

（1）契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該契約者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（2）事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残します。さらに、原因の解明と再発防止を講じるよう努めます。

（3）契約者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9　緊急時等における対応方法

当事業所のサービス提供中に、契約者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、主治医に連絡する等の必要な処置を講じます。

10　苦情の受付について（契約書第 15 条関係）

苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。第三者委員は苦情を解決するため、双方への助言や話し合いへの立ち合いなども致します。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円満な解決に努めます。

○苦情解決責任者

障害者相談支援センター わかば　管理者　　吉田　公史

○受付窓口

担　当　者　　相談支援専門員　　松本よし恵

代理担当者　　相談支援専門員　　蚊戸　範子

○受付時間

月曜日～金曜日　　8:30～17:30

○第三者委員

城崎　亮	090－7080－8686
高窪　香代	090－5686－9855
山岸　清孝	090－3768－1420

○行政機関その他苦情受付機関

金沢市障害福祉課内	076－220－2289
石川県福祉サービス運営適正化委員会	076－234－2556

11　虐待防止のための措置（契約書第 16 条関係）

（１）虐待の発生又はその再発を防止するために、指針の整備、職員による委員会を開催し、職員に研修を実施します。

（２）苦情解決体制を整備しています。

（３）利用者への虐待の防止及び虐待を受けた利用者の保護並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

（４）当事業所における虐待防止に関するご相談は、以下の専用窓口で受けつけます。

○虐待防止等責任者

障害者相談支援センター わかば　管理者　　吉田　公史

○受付窓口

担　当　者　　相談支援専門員　　松本よし恵

○受付時間

月曜日～金曜日　　8:30～17:30

令和　　年　　月　　日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

障害者相談支援センター わかば
説　明　者　　職　名

氏　名　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

契　約　者　　住　所

氏　名　　印

代　理　人　　住　所

氏　名　　印

続　柄